

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月15日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社ノバレーゼ
【英訳名】	NOVARESE,Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅田 剛治
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座一丁目8番14号
【電話番号】	03（5524）1122（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 田中 雅樹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目8番14号
【電話番号】	03（5524）1122（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 田中 雅樹
【縦覧に供する場所】	株式会社ノバレーゼ（NOVARESE 名古屋） （愛知県名古屋市中区錦三丁目24番24号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	自平成20年1月1日 至平成20年12月31日
売上高(千円)	2,070,553	9,342,809
経常利益(千円)	225,537	1,511,977
四半期(当期)純利益(千円)	131,653	795,900
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)		
資本金(千円)	580,789	580,789
発行済株式総数(株)	52,143	52,143
純資産額(千円)	3,309,122	3,258,478
総資産額(千円)	6,645,622	6,398,550
1株当たり純資産額(円)	66,195.68	64,398.08
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	2,615.56	15,313.26
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	2,585.07	15,087.27
1株当たり配当額(円)		802
自己資本比率(%)	49.8	50.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	241,661	1,830,778
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	756,525	605,681
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	702,161	282,961
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(千円)	1,188,787	1,484,788
従業員数(人)	341	327

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当社は子会社および関連会社を一切有していません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	341	(152)
---------	-----	-------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は含んでおりません。)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【施行、受注及び販売の状況】

(1) 施行実績

当第1四半期会計期間の挙式・施行組数を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
	組数
婚礼プロデュース事業	464
婚礼衣裳事業	749
自社施行	445
他社施行	304
ホテル・レストラン事業	464
婚礼飲食	464

(2) 仕入実績

当第1四半期会計期間の仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
	金額(千円)
婚礼プロデュース事業	98,707
婚礼衣裳事業	25,329
ホテル・レストラン事業	159,522
合計	283,559

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
	受注高(組)	受注残高(組)
婚礼プロデュース事業	660	1,707
婚礼衣裳事業	1,023	1,800

(4) 販売実績

事業部門別販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
	金額(千円)
婚礼プロデュース事業	786,998
婚礼衣裳事業	441,416
自社施行	276,105

事業部門の名称	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
	金額(千円)
他社施行	165,310
ホテル・レストラン事業	842,139
婚礼飲食	656,582
宴会・一般飲食・宿泊	185,556
合計	2,070,553

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 婚礼衣裳事業における自社施行は、当社直営店および業務提携先で挙式・披露宴を行う場合の衣裳等のレンタルおよび販売に伴う売上高であります。
 3. 婚礼衣裳事業における他社施行は、他社が運営する施設(ホテル、専門式場、ゲストハウスなど)で挙式・披露宴を行う場合の衣裳等のレンタルおよび販売に伴う売上高であります。
 4. ホテル・レストラン事業における婚礼飲食売上は、当社直営店および業務提携先で挙式・披露宴を行う場合の飲食に伴う売上高であります。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、昨年より続く世界同時不況、金融危機が企業業績を圧迫し、これらに伴う雇用情勢の悪化や設備投資の抑制、また個人消費の低迷等、景気の後退が一層鮮明になりました。

このような状況の中、当社におきましては、出店コストが低下傾向にある現在は新店出店の好機であると判断し、今後の収益に寄与するゲストハウス候補地の選別・開発をすすめ、開業準備に取り組みました。また、「ノバレーゼ フォーマルセンター」をオープンして、挙式・披露宴のご列席者への和装レンタルを提供するサービスを新たに開始いたしました。

売上高につきましては、前事業年度中に開業した新店効果や、既存店舗においても積極的な営業促進を図った結果、2,070百万円（前年同期比26.4%増）を計上することができました。

利益面につきましても、売上高が堅調に推移したこと、前事業年度より取り組んできた一括購買などの施策の効果もあり、営業利益は216百万円（前年同期比391.5%増）、経常利益は225百万円（前年同期比363.3%増）、四半期純利益は131百万円（前年同期比558.5%増）となりました。

なお、事業の種類別売上高については以下のとおりであります。

婚礼プロデュース事業

当第1四半期会計期間におきましては前事業年度に開店した都市型ゲストハウス1拠点および新たに業務提携した3拠点が業績に寄与したこと、また、既存店の業績が堅調に推移したことにより婚礼プロデュース事業の売上高は786百万円（前年同期比28.0%増）となりました。

婚礼衣裳事業

当第1四半期会計期間におきましては前事業年度に開店したドレスショップ『エクリュスポーゼ』2店舗が業績に寄与したこと、また、既存店の業績が堅調に推移したことから婚礼衣裳事業の売上高は441百万円（前年同期比26.6%増）となりました。

ホテル・レストラン事業

婚礼プロデュース事業と同様に、当第1四半期会計期間におきましては前事業年度に開店した都市型ゲストハウス1拠点および新たに業務提携した3拠点が業績に寄与したため、ホテル・レストラン事業の売上高は842百万円（前年同期比24.8%増）となりました。

なお、前年同期比較に関する情報は参考として記載しております。

(2)資産、負債及び純資産の状況

資産

当第1四半期会計期間末における資産総額は6,645百万円となり前事業年度末に比べ247百万円増加いたしました。主な要因といたしましては地価下落を背景とした出店コストの低下を受けて、有形固定資産（主に土地）を取得したことで508百万円増加し、前事業年度の業績に基づく法人税等の納税により、一時的に現金及び預金が296百万円減少したことによるものであります。

負債

当第1四半期会計期間末における負債総額は3,336百万円となり前事業年度末に比べ196百万円増加いたしました。主な要因といたしましては設備投資にかかる長期借入金が393百万円、運転資金の借入により短期借入金が420百万円増加したことや、一方で未払法人税等が423百万円、未払金が239百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産

当第1四半期会計期間末における純資産総額は3,309百万円となり前事業年度末に比べ50百万円増加いたしました。主な要因といたしましては当第1四半期において、四半期純利益を131百万円計上したこと、前事業年度にかかる配当金の計上額が40百万円、自己株式の取得により40百万円減少したことによるものであります。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、法人税等の支払額および有形固定資産の取得による支出があったことにより前事業年度末に比べ296百万円減少し1,188百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は241百万円となりました。主な要因は税引前四半期純利益を225百万円計上することができましたが、法人税等の支払額が488百万円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は756百万円となりました。主な要因は有形固定資産の取得による支出が666百万円、差入保証金の差入れによる支出が92百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は702百万円となりました。主な要因は短期借入金の増加額が420百万円および長期借入れによる収入が600百万円となったこと、また、約定返済による長期借入金の返済による支出が242百万円となったことによるものであります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、新店建設予定の土地を取得しております。その設備の状況は次のとおりであります。

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容 (事業の内容)	帳簿価額(千円)								従業員 数 (人)
		建物	構築物	車両運 搬具	レンタ ル衣裳	工具器 具備品	ソフト ウェア	土地 (面積㎡)	合計	
広島モノリス (広島市東区)	挙式・披露宴会場 (婚礼プロデュース) (レストラン)							157,341 (1,517)	157,341	-
未定 (神奈川県鎌倉市)	挙式・披露宴会場 (婚礼プロデュース) (レストラン)							414,524 (1,902)	414,524	-

(注) 上記の金額には消費税等は含んでおりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当社の設備投資については、事業計画に基づき、景気および業界の動向ならびに投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当第1四半期会計期間末現在における重要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容 (事業の内容)	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能 力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
姫路モノリス (兵庫県姫路市)	挙式・披露宴会場 (婚礼プロデュース) (レストラン)	183,500	3,900	借入金	平成21年4月	平成21年11月	1バンケット 120席
未定 (神奈川県鎌倉市)	挙式・披露宴会場 (婚礼プロデュース) (レストラン)	1,069,450	414,524	借入金	平成21年3月	平成22年7月	2バンケット 200席

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含んでおりません。

2. バンケットは披露宴会場のことであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	115,200
計	115,200

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	52,143	52,146	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1
計	52,143	52,146	-	-

- (注)1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 提出日現在発行数には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

(平成17年6月2日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	321(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	963(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	23,334(注)3、6
新株予約権の行使期間	自平成19年6月3日 至平成22年6月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 23,334 資本組入額 11,667 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 付与対象者の詳細は平成17年6月29日開催の取締役会で決定し、平成17年7月1日付で当社と新株予約権者との間で新株予約権付与契約を締結いたしました。
2. (1) 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものおよび権利行使したのものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた数です。

(2) 平成17年7月1日の新株予約権付与契約締結以降、付与対象者として指定された者の中に当社を退職し、新株予約権を喪失したものが19名おります。そのため、提出日の前月末現在での権利保有者は、取締役2名、従業員40名、また、その新株予約権を行使できる上限株式数は963株となっております。今後についても、退職等の理由に基づき、新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数が減少することがあります。

(3) 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承認される場合、または人的分割をする場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により調整された1株当たりの払込金額に新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の払込価額は、1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合、次の算式により調整された1株当たりの払込金額に新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たりの払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

なお、調整後の払込価額は、1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承認される場合、または人的分割をする場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有している者とする。ただし、会社の取締役・監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人による権利行使は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の譲渡制限および消却

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。

会社が消滅事項となる合併契約書が承認されたとき、会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合に、その新株予約権を消却できる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

その他の消却事由および消却条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6. 平成18年11月13日開催の取締役会決議により、平成19年1月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権
(平成17年12月28日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	190(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	570(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000(注)3、6
新株予約権の行使期間	自平成19年12月29日 至平成22年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 付与対象者の詳細は平成17年12月28日開催の取締役会で決定し、平成18年1月1日付で当社と新株予約権者との間で新株予約権付与契約を締結いたしました。

2. (1) 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したもにかかると新株予約権の目的となる株式の数を減じた数です。

(2) 平成18年1月1日の新株予約権付与契約締結以降、付与対象者として指定された者の中に当社を退職し、新株予約権を喪失したものが4名おります。そのため、提出日の前月末現在での権利保有者は、取締役1名、従業員8名、また、その新株予約権を行使できる上限株式数は570株となっております。今後についても、退職等の理由に基づき、新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数が減少することがあります。

(3) 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承認される場合、または人的分割をする場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により調整された1株当たりの払込金額に新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の払込価額は、1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合、次の算式により調整された1株当たりの払込金額に新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たりの払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

なお、調整後の払込価額は、1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承認される場合、または人的分割をする場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有している者とする。ただし、会社の取締役・監査役が任期満了により退任した場合、ま

たは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
新株予約権者が死亡した場合、相続人による権利行使は認めないものとする。
その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の譲渡制限および消却

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。
会社が消滅事項となる合併契約書が承認されたとき、会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
新株予約権は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合に、その新株予約権を消却できる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。
その他の消却事由および消却条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6. 平成18年11月13日開催の取締役会決議により、平成19年1月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日		52,143		580,789		440,339

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,153		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,990	49,990	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	52,143		
総株主の議決権		49,990	

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(数)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ノバレーゼ	東京都中央区銀座一丁目8番14号	2,153		2,153	4.13
計		2,153		2,153	4.13

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	59,500	69,800	78,500
最低(円)	50,200	49,500	60,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,188,787	1,484,788
売掛金	133,044	148,445
商品	35,416	30,632
原材料及び貯蔵品	73,104	79,309
その他	128,250	153,201
流動資産合計	1,558,602	1,896,377
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1 3,222,093	1 3,282,442
土地	2 571,866	-
建設仮勘定	18,380	7,900
その他(純額)	461,860	475,250
有形固定資産合計	4,274,200	3,765,593
無形固定資産	25,482	27,279
投資その他の資産		
差入保証金	487,510	400,480
その他	299,824	308,820
投資その他の資産合計	787,335	709,300
固定資産合計	5,087,019	4,502,173
資産合計	6,645,622	6,398,550
負債の部		
流動負債		
買掛金	376,513	459,934
短期借入金	420,000	-
1年内返済予定の長期借入金	412,832	449,308
未払金	345,121	585,121
未払法人税等	76,518	499,867
前受金	612,115	417,731
賞与引当金	33,000	-
その他	150,378	209,977
流動負債合計	2,426,480	2,621,940
固定負債		
長期借入金	826,940	433,235
その他	83,080	84,897
固定負債合計	910,020	518,132
負債合計	3,336,500	3,140,072
純資産の部		
株主資本		
資本金	580,789	580,789
資本剰余金	440,339	440,339
利益剰余金	2,397,902	2,306,829
自己株式	109,909	69,480
株主資本合計	3,309,122	3,258,478
純資産合計	3,309,122	3,258,478
負債純資産合計	6,645,622	6,398,550

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	2,070,553
売上原価	917,220
売上総利益	1,153,333
販売費及び一般管理費	936,640
営業利益	216,692
営業外収益	
受取利息	1,923
受取手数料	6,605
その他	3,386
営業外収益合計	11,915
営業外費用	
支払利息	2,842
その他	227
営業外費用合計	3,070
経常利益	225,537
特別損失	
固定資産除却損	65
特別損失合計	65
税引前四半期純利益	225,471
法人税、住民税及び事業税	72,656
法人税等調整額	21,162
法人税等合計	93,818
四半期純利益	131,653

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	225,471
減価償却費	104,654
賞与引当金の増減額(は減少)	33,000
受取利息及び受取配当金	1,923
支払利息	2,842
固定資産除却損	65
その他の損益(は益)	24
売上債権の増減額(は増加)	15,401
たな卸資産の増減額(は増加)	1,420
その他の流動資産の増減額(は増加)	7,353
仕入債務の増減額(は減少)	83,420
未払金の増減額(は減少)	198,509
未払費用の増減額(は減少)	11,387
未払消費税等の増減額(は減少)	75,384
前受金の増減額(は減少)	194,384
その他の流動負債の増減額(は減少)	10,729
その他の固定資産の増減額(は増加)	2,645
その他の固定負債の増減額(は減少)	1,817
小計	248,277
利息及び配当金の受取額	1,923
利息の支払額	4,493
訴訟和解金の受取額	1,200
法人税等の支払額	488,569
営業活動によるキャッシュ・フロー	241,661
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	666,165
差入保証金の差入による支出	92,181
差入保証金の回収による収入	1,821
投資活動によるキャッシュ・フロー	756,525
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	420,000
長期借入れによる収入	600,000
長期借入金の返済による支出	242,771
自己株式の取得による支出	40,429
配当金の支払額	34,637
財務活動によるキャッシュ・フロー	702,161
現金及び現金同等物に係る換算差額	24
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	296,000
現金及び現金同等物の期首残高	1,484,788
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,188,787

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
会計処理基準に関する事項 の変更	たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法 によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基 準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別 法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) により算出しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)
該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)
該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
(賞与引当金) 前事業年度においては、従業員への賞与支給額が確定して いたため当該支給額149,057千円を流動負債の未払金とし て計上しておりましたが、当第1四半期会計期間において給 与規程の一部改定が行われた結果、当第1四半期会計期間 末において賞与引当金の計上要件を満たすこととなったた め、支給見込額のうち当第1四半期会計期間に属する額 33,000千円を賞与引当金として計上しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年3月31日)	前事業年度末 (平成20年12月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 1,292,380千円</p> <p>2 担保資産 担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <p>土地 414,524千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 1,278,308千円</p>

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <p>広告宣伝費 115,253千円 給料手当 186,115千円 賞与引当金繰入額 22,447千円 地代家賃 156,373千円 減価償却費 89,935千円</p>

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (千円)</p> <p>現金及び預金勘定 1,188,787</p> <p>現金及び現金同等物 1,188,787</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年3月31日)および当第1四半期累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 52,143株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,153株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月26日 定時株主総会	普通株式	40,580	802	平成20年 12月31日	平成21年 3月27日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変更

当社は、平成21年2月10日開催の取締役会決議に基づき、当第1四半期会計期間において自己株式609株を取得いたしました。この結果、自己株式が40,429千円増加し、109,909千円となっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成21年 3月31日)	前事業年度末 (平成20年12月31日)
1 株当たり純資産額 66,195.68円	1 株当たり純資産額 64,398.08円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期累計期間 (自平成21年 1月 1日 至平成21年 3月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	2,615.56円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	2,585.07円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自平成21年 1月 1日 至平成21年 3月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	131,653
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	131,653
期中平均株式数 (株)	50,335
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	
普通株式増加数 (株)	593
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第 1 四半期会計期間 (自平成21年 1月 1日 至平成21年 3月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動がないため記載を省略しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月14日

株式会社ノバレーゼ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永田 高士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノバレーゼの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノバレーゼの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。